

	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書（3. 業務委託期間）	令和7年4月～令和10年3月までの3年間ですが、対象者は令和7,8,9年の各年の健診受診者分の認識で良いでしょうか。	豊中市では対象者が特定健診を受診した約2か月後に特定保健指導利用券を発行・発送し、利用券の有効期限は6か月間となっているため、令和6年度の健診受診者も対象者に含みます。
2	仕様書（6. 年間予定件数）	動機づけ支援250件と積極的支援50件は実施見込み人数でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、この契約は単価契約であり、前年度実績を参考に予定人数及び数量を見込んでいるため、単価×実施人数の額を支払います。
3	仕様書（6. 年間予定件数）	保健指導利用者数が動機づけ支援250件、積極的支援50件という認識でよろしいでしょうか。	
4	仕様書（6. 年間予定件数）	未利用勧奨（文書）700件の見込み数の積算根拠をお教え下さい。	令和5年度の未利用勧奨(文書)実績をもとに積算しております。対象者に案内パンフレットとともに特定保健指導意向確認調査を行います。利用を希望しないと回答された方には未利用勧奨を行わないため、対象者の約半分となっております。
5	仕様書（6. 年間予定件数）	未利用勧奨（電話）1500件とは、2回分のトータル件数でしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書7 3) (1)⑤	案内パンフレットは年間分1500部を一度に納品する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書（6及び7－3）－（1）⑤）	年間予定件数では文書勧奨700件ですが、7.業務内容の事前準備⑤ではパンフレットの作成・印刷1,500部と記載があり、この数量の違いをご説明いただけないでしょうか。	文書勧奨700件は特定保健指導未利用者に受注者が送付するパンフレットであり、1,500部は特定保健指導の対象者全員に発注者が送付するパンフレットであるため、数量及び内容が異なっております。
8	仕様書7 3) (1)⑤	特定保健指導案内パンフレットにつきまして、印刷仕様などに想定があればご教示よろしく願いいたします。（長3封筒への封入を想定している、など）	A4サイズの封筒への封入を想定しております。
9	仕様書（6及び7－3）－（3）①⑤）	年間予定件数で電話勧奨1,500件について、未利用者への勧奨として1人に対し異なる時期に2回かける仕様になっていますが、この異なる時期に2回かける総数が1,500件という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書7 3) (2)②	面談場所の手配は、市営の会場等を示しますか。また会場費は受注者が支払いますか。令和5年度に実施した面談場所、回数をお示ください。	面談場所は市営の会場だけでなく、レンタルスペース等も想定しております。会場費も受注者の負担でお願いします。 令和5年度の面談場所ごとの回数は集計しておりませんが、面談場所と面談件数は下記のとおりです。 面談場所：豊中市千里保健センター、豊中市中部保健センター、豊中市庄内保健センター、各委託事業者の所在地
11	実施要領 4.履行場所	受注者が手配した場所となっているが、市の施設等紹介していただけるのでしょうか。また予約を弊社が直接することのなるのでしょうか。（施設予約が取りやすいのか懸念される為）	市にどのような施設があるか紹介はできますが、面談場所の準備や予約は受注者で行っていただくようお願いいたします。また、市の施設を民間事業者が利用いただく場合は有料となります。
12	仕様書（7－3）－（2）②）	面談場所について、貴市の関連施設を利用させていただくことは可能でしょうか。	
13	仕様書（7－3）－（2）④）	対面面談の場所の準備と予約も受託者で行う必要がありますでしょうか。又は、市の施設を無償で利用させていただくことは可能でしょうか。	
14	仕様書（7－3）－（2）④）	令和5年度の実績にて、月ごとの対面面談日数を教えていただけないでしょうか。	日数の集計は行っておりません。令和5年度の各月の民間事業者での対面面談件数は下記のとおりです(集団指導の件数も含みます)。 4月:15件、5月:30件、6月:32件、7月:27件、8月:29件、9月:30件、10月:31件、11月:23件、12月:25件、1月:31件、2月:22件、3月:29件
15	仕様書（6. 年間予定件数）	昨年の実績で、1か月あたりの最大利用者数と最小利用者数をお教え下さい。	
16	仕様書7 3) (2) ⑤	遠隔面接に要する機器、通信及び会場等は受注者にて準備する。とありますが遠隔面接は対象者が、ご自宅等にてご自身のスマートフォン、タブレットを利用して実施いただくことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。受注者が遠隔面接の際に使用する機器や通信、会場は受注者にて準備をお願いします。

	質問事項	質問内容	回答
17	仕様書7 3) (2)⑧	対面面談での血圧、体重、腹囲の測定は必須でしょうか。 またオンライン面談の際は、申告された数値で宜しいでしょうか。	対面面談での血圧、体重、腹囲の測定は必須です。オンライン面談の際は、利用者が自宅で正しく測定できるように指導し、利用者が申告した数値を結果報告の際に報告してください。
18	仕様書（7－3）－（2）⑬）	「服薬を開始または服薬が判明した際、主治医と協議の上、保健指導を実施する」とありますが、本人経由で主治医に指導継続可否をご確認いただく想定でよろしいでしょうか。また、その確認結果が分かるまで指導は実施できないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本人経由で主治医に指導継続可否をご確認ください。
19	仕様書（7－3）－（2）⑬）	主治医と協議のうえとありますが、誰がどのような方法で確認、協議を行うのでしょうか。	
20	仕様書（7－3）－（2）⑭）	受注者は生活習慣病(高血圧・脂質異常・糖尿病等)以外の疾病について治療を行っている利用者に対しては、特定保健指導開始時に実施の可否を主治医に確認して支援する。 こちらの実施の可否を主治医に確認するのは対象者でしょうか。弊社でしょうか。 また、保健指導開始時とはいつのことでしょうか。予約時に判明した場合に確認することでしょうか。	
21	仕様書（7－3）－（2）⑭）	「また、健診結果から治療が必要な場合は受療勧奨を行い、発注者に報告する。」とありますが、具体的にどのような報告内容になりますか。過去のものをご提示いただけませんか。	報告内容は下記5点です。 ①国保被保険者番号 ②氏名 ③生年月日 ④支援区分 ⑤通院している疾患名または受診勧奨した項目名 参考に今年度使用している様式(【参考様式】特定保健指導事業同意に関する報告書)をお示しします。令和7年度以降の様式は決定した業者と相談の上作成する予定ですが、報告内容は変更しない予定です。
22	仕様書（7－3）－（2）⑭）	測定による集団指導について、前年実績で毎月何名程度参加されてますでしょうか？	令和5年度の集団指導参加実績は下記のとおりです。 4月:4人、5月:8人、6月:8人、7月:8人、8月:6人、9月:1人、10月:5人、11月:7人、12月:7人、1月:8人、2月:5人、3月:2人
23	仕様書（7－3）－（2）⑭）	測定のあとに8人ずつ集めて80分の集団指導を実施することでしょうか。 測定会1回あたりの参加者数は何人くらいで、特保の人はどれくらいを見込んでおられるでしょうか。	測定会は基本は1回最大8名を予定しているため、測定会に参加いただいた最大8名の方に対して、測定会終了後に集団指導の実施をお願いします。基本は同じ日に複数回の実施は予定しておりません。測定会当日の流れとしましては、発注者が参加者1人ずつに対し内臓脂肪等の測定を実施し、その後80分間の特定保健指導（集団指導）を受注者に実施いただきます。 集団指導に使用するコンテンツは指定しておりませんので、効果的なコンテンツをご提案ください。
24	仕様書（7－3）－（2）⑭）	集団指導は1回につき、1グループ限定でよろしいでしょうか。	
25	仕様書（7－3）－（2）⑭）	特定保健指導の実施⑭集団指導について、測定会1回につき、集団指導の実施も1回（80分、対象者最大8名）という認識で間違いないでしょうか。複数回実施を想定されている場合は、回数をご教示ください。また、集団指導の際に使用するコンテンツは決められたものがあるのでしょうか。	
26	仕様書（7－3）－（2）⑭）	貴市が測定会を企画・運営されとのことで、当日受託者は特定保健指導(集団指導)のみ実施する認識でよろしいでしょうか。	
27	仕様書（7－3）－（2）⑭）	特定保健指導の実施⑭測定会について、受託者ではなく貴市が実施されるという認識で間違いないでしょうか。また、測定会当日の流れについてご教示ください。	
28	仕様書（7－3）－（2）⑮）	過去の利用特典の内容を教えてくださいませんか。提案時になるべく同じ内容とならないよう参考とさせていただきたいと思います。	令和6年度は腹囲測定メジャーと醤油用スプレーボトル、フィットネスクラブの利用チケット、オンラインで視聴可能な運動コンテンツ等を利用特典としております。
29	仕様書（7－3）－（3）①）	電話を先に架電して、その後繋がらなかった人に文書郵送するのでしょうか。	電話（一人に対して異なる時期に2回）と郵送(1回)で勧奨いただくことは必須ですが、電話と文書の順番や時期は指定しておりませんので効果的な勧奨方法をご提案ください。

	質問事項	質問内容	回答
30	仕様書（7－3）－（3）④）	利用勧奨電話は、専門職が実施することが必須でしょうか。 特定保健指導を熟知した一般職が実施しても問題ないでしょうか。	未利用勧奨架電は専門職が行うことを必須としております。
31	仕様書（7－3）－（3）⑫）	対象者と話した場合のみ架電実績（請求対象）となるということで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	仕様書（7－3）－（3）①⑤）	1人に対し異なる時期に2回電話勧奨するとありますが、不在又は不通時に日時を変えて最大3回まで架電すると記載があるため、以下一例のような架電回数の認識でよろしいでしょうか。（一例：1人に対し1回目：N月にMAX3回、2回目：N+2月にMAX3回架電。不通又は不在が続くとMAX6回架電することになる）	お見込みのとおりです。
33	仕様書（7－3）－（3）①⑤）	①電話（一人に対して異なる時期に2回と郵送1回）により・・・、 ⑤不在または通話中の場合は、実施日時を変更して最大3回まで再度架電するものとする。とありますが、流れとしては「市から案内チラシ等を発送→未利用勧奨電話（最大3回）→未利用者へ受注者から郵送→再度勧奨電話（最大3回）」で一人に対して最大6回の架電との認識で合っていますでしょうか。	
34	仕様書（7－3）－（3）⑤）	1次勧奨として特保案内・利用券・測定会案内を貴市より発送されると思いますが、受託者で作成した特保案内は年1回一括の原紙納品でしょうか。それとも毎月貴市より依頼のある部数を納品でしょうか。	年1回一括の原紙納品でお願いします。
35	仕様書（7－3）－（3）⑨）	「対象者より折返しがあった際架電した旨を伝え、架電時と同様に受診勧奨を行うこと」とありますが、架電担当の専門職ではなく、折返しの受電対応をした別のものも同様に特保の参加勧奨を行うという認識でよろしいでしょうか。	折り返しの受電を対応したものが専門職以外の場合は、再度専門職より折返し、受診勧奨をお願いします。
36	仕様書 8－3）	大容量ファイルシステムの名称をご教示ください。	発注者で使用している「EASY FILE EXPRESS」というシステムの使用をお願いしています。
37	仕様書（7－3）－（4）②）	発注者に大容量ファイルシステムにて提出する。とありますが、受託会社で使用している任意の大容量ファイルシステムで問題ないのでしょうか。	
38	仕様書（7－3）－（4）②）	連合会への直接請求でないということで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	仕様書（7－3）－（4）④）	分析、評価を行い提出する。別紙1に提出時期は「翌年6月末締め切り」とありますが、初回面接は3月まで行うのでしょうか。（3月まで面談実施した場合、6月がプログラムの評価時期の為、提出が難しい事が考えられる為）	初回面接は3月末まで実施してください。分析・評価の提出時期は決定した業者と相談の上確定します。
40	仕様書（8－5）④）	「動機付け支援及び積極的支援の実施中に 利用者が 中断・脱落した場合について、初回面接のみ実施した場合 は 初回面接終了後の金額を支払う。積極的支援の中間評価まで実施した場合も初回面接終了後の金額を支払う。」とありますが、中間評価以降の請求料率はどのようになりますか。	支払いのルールは仕様書（8－5）②③に記載のとおりです。
41	仕様書（8－5）①②③④）	初回請求と評価できた場合のみ請求できますが、中断の場合は、ポイント未達の場合、支援分の請求は全くできないということでしょうか。	
42	仕様書（8－5）	動機づけ支援において、確認終了した方については、実績として請求できますでしょうか。	確認終了の趣旨は不明ですが、みなし終了という趣旨であれば、みなし終了も実績評価終了後の単価を支払います。できる限り利用者と双方向でのやりとりで実績評価まで実施いただくようお願いいたします。
43	仕様書（別紙1）	「結果報告・請求（例年 毎月8日締め切り）XMLデータや請求書等」とありますが、締切日後ろ倒しのご相談は可能でしょうか。	結果報告・請求の締め切りは決定した業者と相談の上、確定させていただきます。

	質問事項	質問内容	回答
44	実施要領 5. 企画提案書などの提出（2）	企画提案書については紙に印刷したものを提出と記載ありますが、それ以外の様式についてはデータ提出のみで良いという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	実施要領（6. 企画提案書等作成要領）	各種提出書類の左上にある（受付番号：）には何を記載すればよいでしょうか。	受付番号は事務局で採番しますので、空白でご提出ください。
46	実施要領（6. 企画提案書等作成要領）	見積書は、特定保健指導案内パンフレット作製・印刷1,500部、未利用者勧奨(文書)700件、未利用者勧奨(電話)1,500件、動機づけ支援250件、積極的支援50件の5つの項目で作成する認識でよろしいでしょうか。	本契約は、実績に応じて支払いを行う単価契約となりますので、未利用勧奨(文書)700件、未利用勧奨(電話)1,500件、動機づけ支援250件、積極的支援50件の4つの項目で作成をお願いします。特定保健指導案内パンフレット作成・印刷1,500部にかかる経費は、実績に関わらず1,500部の納品となるため上記4項目の単価に含めて作成をお願いします。
47	様式7 業務経歴書	弊社では令和5年度及び令和6年度に実施した業務実績がありますが、法定報告値の公表がされておらず、様式の完全な記入が難しいです。法定報告値が公表されているもの（令和4年度以前に受注したもの）を優先に記載するべきか、法定報告値が公表されていない場合は空白であっても審査に影響しないかなど、ご教示よろしくお願いいたします。	審査項目に含まれているため、法定報告値が公表されているものを優先してご記載ください。なお、審査は①実績数②法定報告値の2項目で行うため、実績が5件未満の場合は法定報告値を空白にしてご記載ください。
48		以下業務の開始見込み時期を教えてくださいませんか。 ・貴市→受託者への対象者リスト共有（令和7年●●月以降） ・貴市→対象者への特保及び測定会の案内発送（令和7年●●月以降） ・受託者→対象者への特定保健指導の開始（令和7年●●月以降）	全て令和7年4月以降でお願いします。